プレスリリース □事前告知のお願い □当日の取材のお願い ☑その他　　福　島　市

令和８年１０月２８日

補助金に関する通知書の誤送付について

補助金に関する通知書の誤送付がありました。詳細は下記のとおりです。

記

１　概要

１０月１５日、「福島市わかもの住まい支援事業補助金」の支給を受けている事業者（Ａ社）に対し補助金に関する通知書を送付しましたが、これを誤って別の事業者（Ｂ社）に送付していたことが判明しました。

２　経過

１０月１５日	● Ａ社宛の通知書を発送した。
１０月２２日	● Ｂ社より、Ｂ社宛ではない通知書が届いたとの電話連絡を受けた。 ● Ｂ社を訪問し、通知書を確認したところ、１０月１５日にＡ社あてに発送した通知書がＢ社に届いていたことが判明した。 ● 通知書の記載内容を確認したところ、本来、Ａ社の住所及び社名を記載すべきところ、住所はＢ社のものとなっていた一方、あて先はＡ社の社名となっていた。また、通知書を封入した封筒についても同様の記載誤りがあった。 ● Ｂ社に対して謝罪し、誤送付した通知書を回収した。 ● Ａ社に電話で状況説明のうえ謝罪し、理解を得た。 ● 過去に発送したものも含め、他の通知書についても点検を行い同様の誤りがないことを確認した。
１０月２３日	● Ａ社に電話で連絡し、訪問して直接の謝罪をするとともに、正しい通知書を手渡したい旨を申し出たところ、訪問の必要はなく、通知書も郵送でよいとの意向が示された。 ● Ａ社の意向を踏まえ、正しい通知書を発送した。

３　原因

・Ａ社宛の通知書を作成する際、Ｂ社宛の通知書をコピーして作成したところ、Ｂ社の住所をＡ社のものに修正するのが漏れてしまった。また、その誤った通知書の表記を、そのまま封筒に転記してしまった。
・通知書発送の際の他の職員によるチェックが不十分であった。

４　再発防止策

・通知書を手作業で作成するのではなく、あらかじめ入力・チェックを済ませたデータの差し込み印刷等により作成することで、入力誤りを防止します。
・通知書の作成・発送時、複数人数によるチェックを行い、確認を徹底します。

担当：住宅政策課　住宅政策係
課長 松本、課長補佐兼係長 大森
電話 024-525-3734